

半田市立宮池小学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日策定

令和8年4月1日改定

1 いじめ防止についての基本的な考え方

(いじめの定義)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(基本理念)

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響やその他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

児童等は、いじめを行ってはならない。

<いじめ防止対策推進法 平成25年 6月28日公布 9月28日施行>

上記の法律のもと、本校では全教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」「いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。」という基本認識にたち、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場ではなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、全校の児童が「いじめのない、明るく、楽しく、笑顔あふれる学校生活」を送ることができるように、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

◆いじめ防止のための基本姿勢として、以下の五つのポイントをあげる。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、さまざまな手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく警察や児童相談センターなどの各種関係機関や団体及び専門家スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）等と協力をして、解決にあたる。
- ⑤学校と家庭・地域が協力して、事後指導にあたる。

2 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

① 「いじめ・不登校対策会議」

月1回、全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換及び共通行動についての話し合いを行う。

② 「いじめ対策ケース会議」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任、SCによるいじめ対策ケース会議を設置し、必要に応じて随時開催する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また、状況によっては緊急生徒指導委員会を開催し迅速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により迅速に支援体制をつくり、対処する。緊急生徒指導委員会参加メンバーは以下の通りである。

校長、教頭、教務主任、校務主任、生徒指導主任、該当学年主任、担任、養護教諭、保健主事、PTA会長、PTA副会長、民生主任児童委員、子育て相談課、半田児童相談センター、学校運営協議会会長、SC、SSW、CSW

(3) 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

(4) 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況等を発信する。

(5) いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの未然防止等に関する具体的な取組

- ・児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。
- ・特別の教科道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることは「傍観者」として、いじめに加担していることを理解させる。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
 - ① いじめ撲滅キャンペーン運動
いじめゼロを目指した児童会活動、「スマイル宣言、デジタルファイブ」を推進する。
いじめ防止標語募集・ふわふわ言葉の推進。
 - ② 挨拶運動
毎月10日頃に、挨拶運動を行い、明るい雰囲気をつくるとともに、人との関わり
の大切さを学び、豊かな心を育てる。
 - ③ 道徳授業の充実
道徳の年間計画を見直し、道徳授業を充実させ、命の尊さや人権について話し合わせ
る。また、道徳の授業を通して、自己肯定感を育て、心と心の連携を図る。
- (2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
 - ① 一人一人が活躍できる学習活動
「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤と
なるものである」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。
 - ・ペア活動での異学年交流の充実
 - ・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
 - ・児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習プリントの工夫
 - ② 人との関わり方を身に付けるための活動
学級活動等でソーシャルスキルトレーニングを行ったり、さまざまな体験活動
を行ったりすることで、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、その中に認
められる自分が存在するを感じとらせることで、自尊感情を育み、明るく楽しい
学校生活を送ることができるようにする。
 - ③ 自分を表現できる「言語活動を重視した学習」の充実
言語活動を重視した学習の充実を図り、自分の思いや考えを表現できる力を育て、
コミュニケーション力や他人の気持ちを理解する力を育てる。
 - ④ 人とつながる喜びを味わう体験活動
友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流
の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、
総合的な学習の時間や生活科における道徳性を育成する体験活動の推進を行う。

4 いじめの早期発見の取組

- (1) いじめの早期発見のために、さまざまな手段を講じる。
 - ① 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に
立ち、全ての教師が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児
童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。
 - ② おかしいと感じた児童がいる場合には学年会やいじめ・不登校対策委員会等の場
において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
 - ③ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感
をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「教育相談
活動」で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
 - ④ 「いじめ調査」を年3回（5年保存）、「心の健康アンケート」を年3回行い（年度
内保存）、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。これ
らの調査やアンケートは、記名・無記名の選択式、一人一人回収等、いじめを受け

ている児童への十分な配慮のもとで行う。また、アンケート実施後には、児童と担任が直接面談を行うとともに、調査結果は、管理職、生徒指導担当、学年主任等、複数の目で点検・確認するものとする。

- ⑤ 年3回の「心の健康アンケート」や年に2回行う教育相談により、実践的な態度を養う道徳教育の推進を推し進める。
- (2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決に当たる。
- ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教師が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
 - ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
 - ③ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじているのと同様であるということを指導する。
 - ④ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
 - ⑤ いじめられている児童の心の傷を癒すために、SCやSSW、養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。
- (3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組
- ① いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
 - ② 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「こころの電話」や「市教委の教育相談」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。
・いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

5 いじめに対する措置

- (1) いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策会議」を中心に組織的に対応する。
- (2) 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- (3) 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- (4) 教職員の共通理解、保護者の協力、SCやSSW等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- (5) いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- (6) ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

6 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」や「いじめ対策ケース会議」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

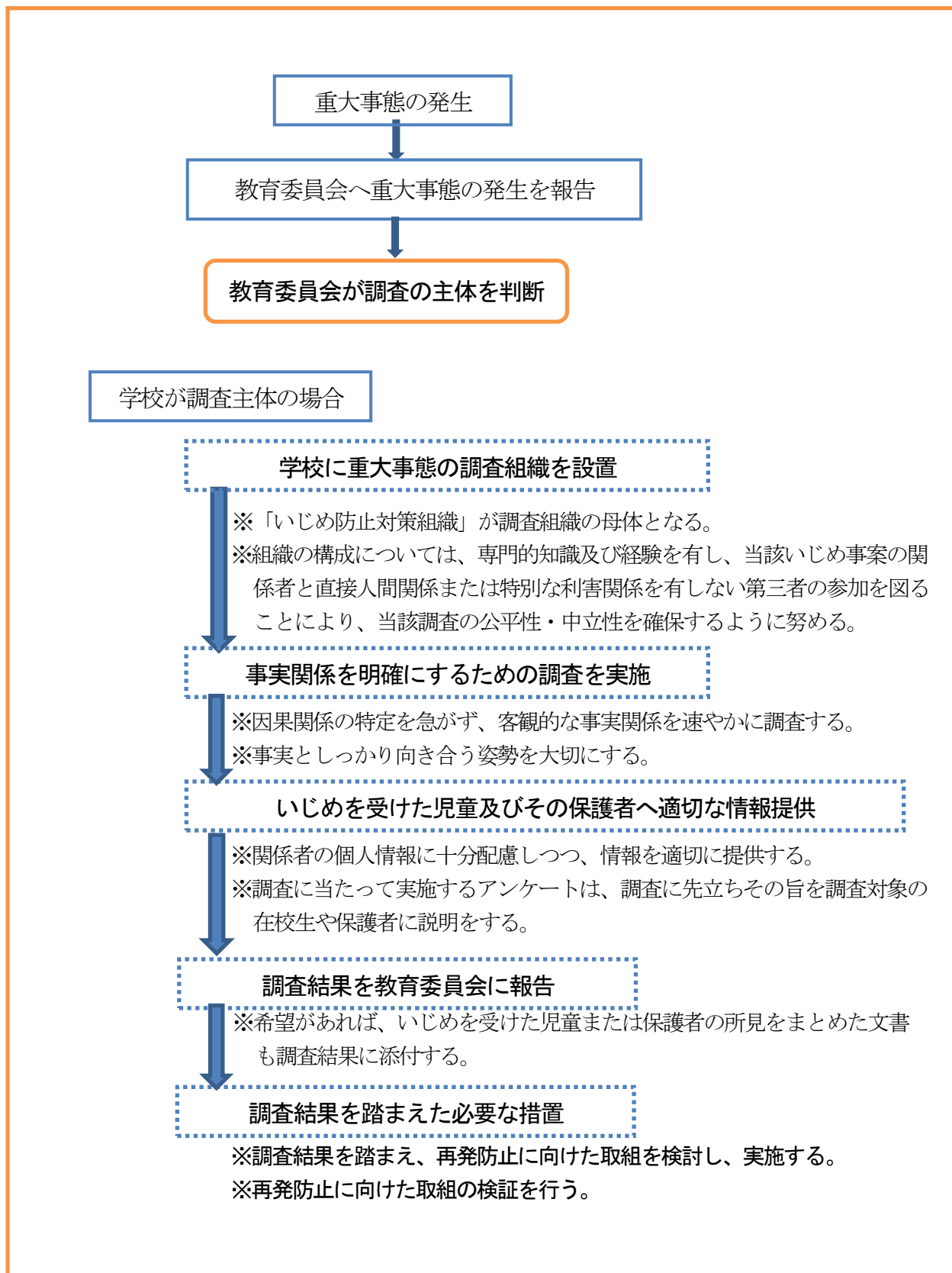
7 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- (2) 児童へのいじめアンケートや、教育相談を実施し、結果を基に、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

8 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ基本方針」は4月に保護者に知らせるとともに、HPに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】



<取組の年間計画>

	「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○相談室、SC、SSWの児童、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○保健指導（心と体の成長）	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○身体測定	○PTA総会での「学校いじめ防止基本方針」の周知とHPへの掲載 ○公開授業
5月		○現職研修	○情報モラル指導		
6月	C ↓ A		○交通安全教室 ○野外活動 ○情報モラル指導	○いじめ調査 ○心のアンケート ○教育相談週間	○公開授業
7月					○個人懇談会
8月	P ↓ D	○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証 ○中間評価→検証			
9月				○身体測定	○除草作業
10月	C ↓ A	○現職研修	○キャリア教育（高学年） ○福祉実践教室 ○宮池運動会		○公開授業
11月			○情報モラル指導	○いじめ調査 ○心のアンケート ○教育相談週間	○学校行事・授業の公開
12月	P ↓ A	○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○人権週間（講話） ○赤い羽根募金活動		○個人懇談会
1月		○職員自己評価	○保健指導（命の大切さ）	○身体測定	○公開授業 ○保護者への学校評価アンケート
2月	P ↓ A		○6年生を送る会	○いじめ調査 ○心のアンケート	○学校関係者評価委員会で「各種評価アンケート結果」の評価を行う。
3月		○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し			
通年	へ	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○校長講話 ○道徳教育 ○体験活動の充実 ○分かる授業の充実 ○言語活動を重視した指導の充実	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○SSWによる相談	○挨拶運動（月に1回）

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。